

別紙

諮問第1047号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日110番通報した際の音声記録と110番処理簿（〇〇警察署）」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年6月21日付けで行った別表に掲げる本件対象保有個人情報1及び2の本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年11月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月28日（第191回第三部会）から同年7月23日（第193回第三部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番音声記録及び110番処理簿について

110番音声記録は、110番通報入電時の通信指令本部における通報者と110番通報受理担当者とのやり取りの音声記録されたものである。

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容及び現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「事件内容及び犯人人相等」【訴出人等】、【処理てん末状況】等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「入電事案名」欄には110番通報を受理した警察職員が評価又は判断した事案名が、「処理事案名」欄には通報に基づき行った処理結果から警察官が評価又は判断した事案名が、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、【処理てん末状況】欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名、住所などの人定情報等が、それぞれ記載されることになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「110番音声記録（令和〇年、整理番号：〇月〇日 本部〇〇）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年、整理番号：〇月〇日 本部〇〇）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）である。

実施機関は、上記各対象保有個人情報について、別表に掲げる本件不開示情報1から4までを不開示とする本件部分開示決定を行った。

ウ 本件不開示情報の不開示妥当性について

（ア）本件不開示情報1及び3の不開示妥当性について

本件不開示情報1及び3について、審査請求人は審査請求書及び反論書において、本件不開示情報1には自分が記憶しているとおりの特定罪名に該当する文言

が含まれているものであると確信するとともに、本件不開示情報3には相手方の住所、氏名、年齢等の情報が記載されており、刑事告訴及び損害賠償請求する際に必要不可欠な情報で、開示すべきである旨主張する。

実施機関は審査請求人の主張に対し、本件不開示情報1は、開示請求者以外の言動等が記録された情報であり、本件不開示情報3は、開示請求者以外の個人の氏名その他の人定事項の情報であって、これらの情報は特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号に該当すると説明する。また、110番通報及びその処理は通報者、目撃者その他の関係者（以下「関係者等」という。）との信頼関係に基づいており、本件不開示情報1及び3を開示することによって、当該関係者等との信頼関係が損なわれ、110番通報を躊躇するなど関係者等からの協力が得られにくくなり、今後の実施機関における通信指令業務及び110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同項7号に該当すると説明する。

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該情報には、110番通報受理担当者、開示請求者及び開示請求者以外の者の音声記録されていることが確認された。

審査会が検討するに、本件不開示情報1は開示請求者以外の者の音声であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるから、法78条1項2号本文に該当する。

続いて、本件不開示情報3を見分したところ、当該情報は、開示請求者以外の個人の住所、氏名、生年月日、年齢、職業、電話番号及び車両番号である。

審査会が検討するに、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号本文に該当する。

次に審査請求人は、本件不開示情報1及び3は刑事告訴及び損害賠償請求をする際に必要不可欠な情報であると主張しているため、同号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」の該当性について検討する。

同号ただし書口は、開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む個人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、

当該情報を不開示とする情報から除外することを定めたものである。

この点について審査会で検討したところ、本件は、交通上のトラブルから審査請求人が特定罪名等の被害を受けたとして、刑事告訴及び損害賠償請求をしたいというものであるが、本件の事実経過に照らすと本件不開示情報1及び3を不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより得られる開示請求者の権利利益が上回ると判断することは困難であるため、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、本件不開示情報1及び3は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1及び3は法78条1項2号に該当し、同項7号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2の不開示妥当性について

本件不開示情報2は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから法78条1項2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名であり、実施機関では、慣行として公にしていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件不開示情報2は法78条1項2号に該当し、同項5号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報4の不開示妥当性について

実施機関は本件不開示情報4について、警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、これらの情報を開示することにより、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報4は、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過又は結果について記載した内容であり、これらの情報を開示することとなると、事案処理を

担当する警察官が開示された場合の影響を懸念して、記載内容を簡略化するなど 110 番処理簿の記載内容が形骸化し、その結果、110 番通報に係る現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、事案処理に係る正確な事実の把握が困難になり、今後の通信指令業務及び 110 番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 4 は、法 78 条 1 項 7 号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表（本件部分開示決定）

本件対象保有個人情報 1		
本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
1	開示請求者本人以外の言動等の部分	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 7 号
本件対象保有個人情報 2		
本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
2	警察職員の氏名	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 5 号
3	【処理てん末状況】欄に記録されている開示請求者以外の個人に関する情報	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 7 号
4	「入電事案名」欄、「処理事案名」欄及び【処理てん末状況】欄に記録されている事案処理に係る評価又は判断に関する情報	法 78 条 1 項 7 号